

○重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者の交通事故防止
- 3 夕暮れ時以降の早めのライト点灯と反射材用品着用の推進

= 研修・講習会 =

第146期技術講習所開講式が開催されました

第146期技術講習所開講式が10月15日（水）9：00より開催されました。

村松教育委員長より開講の挨拶があり、2級ガソリン課程10名、3級自動車ガソリンエンジン課程30名、計40名が3月までの20日間にわたる自動車整備技能登録試験実技免除講習を受講することになりました。

受講生40名全員が本講習を無事修了出来るよう、お互いに努力していきたいと思えます。

また、講習生を送り出している事業場につきましては、講習受講に対するご協力をお願いします。



整備主任者(技術)研修のご案内について

標記研修を次のとおり実施します。

該当事業場には事前に通知しますので、必ず受講されますようお願いいたします。

研修対象者は、**各事業場で選任されている整備主任者(1事業場1名以上)**

1. 研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂及び実習場
2. 担当講師 各ディーラー技術担当者
3. 研修内容 学科：新機構・新装置
実習：電動車の構造・機能及び点検整備
オートエアコンの構造・機能及び故障診断等
4. 受講料 7,000円(テキスト代含む)
【使用テキスト】
 - ・令和7年度版 自動車整備新技術(学科研修用)
 - ・令和7年度版 自動車整備新技術(実習研修用)
5. 研修時間 受付 9：00～9：30
研修 9：30～17：00

令和7年度整備主任者技術研修日程

1.研修項目

学科

新機構・新装置

実習

(小型) 【オートエアコンの構造・機能及び故障診断】

【電動車(FCVは除く)の構造・機能及び点検整備】

(大型) 【電子制御式トランスミッションの構造・機能及び点検整備】

(二輪) 【動力伝達装置及びブレーキ装置の構造・機能と点検整備】

回数	月 日	曜日	該当支部	受講 予定者数	学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
1	10月9日	木	岳麓① (認証番号8-88~8-955)	41	スズキ	スズキ	いすゞ
2	10月16日	木	岳麓② (認証番号8-961~8-1514) 上野原	44	トヨタ	トヨタ	日野
3	10月23日	木	峡北 日下部	49	三菱	三菱	UDトラックス
4	11月6日	木	南アルプス北	23	日産	日産	三菱ふそう
5	11月13日	木	南アルプス南 南巨摩南	42	トヨタ	トヨタ	いすゞ
6	11月20日	木	塩山 南巨摩北	36	マツダ	マツダ	日野
7	11月27日	木	甲府東 市川	64	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
8	12月4日	木	都留 その他	43	日産	日産	三菱ふそう
9	12月11日	木	甲府西	52	トヨタ	トヨタ	いすゞ
10	12月18日	木	甲府北 韮崎	56	ホンダ	ホンダ	日野
11	1月15日	木	二輪	17	二輪	二輪	
12	1月29日	木	東八① (認証番号8-12~8-1112) 大月	42	スバル	スバル	UDトラックス
13	2月5日	木	東八② (認証番号8-1120~8-1515)	42	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
14	2月12日	木	甲府南	47	ダイハツ	ダイハツ	いすゞ

整備主任者(法令)研修のご案内について

標記研修が下記により実施されます。研修会の通知は、郵送にて各事業場へ発送しますので、必ず受講されますようお願いいたします。

研修対象者は、**各事業場で選任されている全ての整備主任者**が対象

- ・但し、自動車検査員と整備主任者を兼務している者及び自動車検査員の資格を有する整備主任者であって、令和7年度自動車検査員研修を受講した者は、本研修を受講した者として取り扱う。
- ・現に整備主任者として選任されていない者で、自動車検査員教習を受講予定の者。

1. 研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

2. 研修費用 4,000円(資料代込み)

研修資料については原則1事業場1セット以上の購入となります。

なお、複数整備主任者を選任している事業場が受講する場合は、研修資料を交代で活用することも可能とします。ただし、**同時に複数での受講の場合は各自1セットになります**のでご注意ください。別時間に個々に分かれて受講される場合、資料の持参で研修費は2,070円となります。

研修資料は、国土交通省及び関東運輸局のホームページから印刷したものを持参して利用することもできます。

ホームページからダウンロード、印刷し持参する場合

① 全国共通教材(国土交通省)

「令和7年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)」

② 地域教材(関東運輸局自動車技術安全部)

「令和7年度版整備主任者業務の手引き」

※関東運輸局ホームページに掲載

[【https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibishuninsha/index.html】](https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/seibishuninsha/index.html)

注意 : 研修資料は①、②両方必要です。

【使用テキスト】・令和7年度版 最近改正された法令・通達集

・令和7年度版 整備主任者業務の手引き

3. 研修証明 研修修了の証明を行いますので、**自動車整備技能者手帳**を提出して下さい。

令和7年度整備主任者(法令)研修日程表

月 日	研修時間	該 当 支 部
10月27日(月)	午前の部	甲府北 南アルプス南
	午後の部	南アルプス北 大月 上野原
10月28日(火)	午前の部	甲府東
	午後の部	甲府南
10月30日(木)	午前の部	東八①(認証番号8-12~8-1112) その他
	午後の部	東八②(認証番号8-1120~8-1515) 南巨摩北
10月31日(金)	午前の部	韮崎 南巨摩南
	午後の部	塩山 都留
11月10日(月)	午前の部	岳麓①(認証番号8-70~8-875)
	午後の部	岳麓②(認証番号8-878~8-1514) 峡北
11月11日(火)	午前の部	甲府西
	午後の部	市川 日下部

研修会場：(一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

研修時間：【午前の部】受付 9:00~ 9:30
研修 9:30~12:10

【午後の部】受付 13:00~13:30
研修 13:30~16:10

令和7年度第2回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 令和7年11月25日（火）～12月8日（月）
2. 教習日程 事前説明会 令和8年1月8日（木） 15：00～
教習 令和8年1月19日（月）、20日（火）、21日（水）、22日（木）
3. 教習時間 9：00～17：00まで
4. 試問日 令和8年2月3日（火）
5. 教習受講資格
「指定自動車整備事業業務取扱要領」第17条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみ合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあつては、6カ月以上）の実務経験を有する者）であつて、次の各号の一に該当する者。
 - (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
 - (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
 - (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者なお、直近の整備主任者法令研修を受講していること
 - (4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者
6. 教習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂
7. 申請書類
 - (1) 申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口を用意します。）
 - (2) 写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
 - (3) はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 - (4) 自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
 - (5) 一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類
8. 資料代 26,000円
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※ 令和6年度第2回、令和7年度第1回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催します。

試問合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 令和7年11月25日（火）～12月8日（月）
2. 講習日程 令和8年1月28日（水）、30日（金）、2月2日（月）
3. 講習時間 9：00～17：00
4. 講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 大講堂
5. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
（検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。）
6. 受講料 10,000円

『電気自動車等の整備の業務に係る特別教育』 講習会の実施について （旧 低圧電気取扱業務特別教育）

安全衛生教育第59条第3項、労働安全衛生規則36条第4項の2号
安全衛生特別教育規定第6条の2に基づき標記講習会を行います。

事業主の皆様へ

対地電圧が50Vを超える蓄電池を有する電気自動車等において点検・整備を行うには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

※『低圧電気取扱業務特別教育』を受講済みの方は改めて受講する必要はありません。
当講習会を積極的に受講し、法令順守の徹底に努めて下さい。

1. 受付期間 令和7年11月20日（木）～令和7年12月19日（金）
2. 講習日時 令和8年1月13日（火）9：00～16：50（受付8：30～）
※法定講習のため遅刻・早退は認められません
3. 受講資格 自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車車体整備士を除く）

4. 講習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂及び実習場

5. 担当講師 (一社) 山梨県自動車整備振興会技術講習所専任講師

6. 講習内容

- ・電気装置に関する基礎知識 学科【2.5時間】
- ・安全作業用具に関する基礎知識 学科【0.5時間】
- ・自動車の整備作業の方法 学科【1.0時間】
- ・関係法令 学科【1.0時間】
- ・安衛則第36条第4号の2の自動車の整備作業の方法 実習【1.0時間】

7. 持ち物 筆記用具、自動車整備技能者手帳（お持ちの方のみ）

8. 定員 30名

9. 受講料 7,000円（テキスト代含む）
講習当日に徴収いたします。

10. 申込方法 申込書に記入しFAXにてお申し込み下さい。

ご注意

本講習会は、労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和元年8月8日基発0808第1号）にて、自動車整備士の資格を有している者（自動車タイヤ整備士、自動車車体整備士を除く）であって、業務に必要な教育又は研修の受講歴等から低圧の電気の危険性に関する基礎知識を有していると認められる者に対して科目「電気に関する基礎知識（学科1.0時間）」を省略して実施します。

『電気自動車等の整備の業務に係る特別教育』講習会申込書					
認証番号	8 -	事業場名			
(ふりがな) 受講者名			生年 月日	昭和 平成	年 月 日
整備士の 種類	例) 二級ガソリン自動車整備士	証書 番号	例) 関東二か第123456号	合格 年月日	例) 平成30年12月10日

受付期間：令和7年12月19日（金）まで

令和7年度第1回自動車整備士技能登録試験について

標記登録試験が、10月5日（日）振興会研修センターにおいて実施されました。
申請者数、受験者数は次のとおりでした。

種 目	申 請 者	受 験 者
二級ガソリン	12	12
三級ガソリン	37	35
自動車車体	1	1
合 計	50	48

外国人自動車整備技能実習評価試験の報告について

（一社）山梨県自動車整備振興会にて外国人自動車整備技能実習評価試験が行われ、その結果は下記のとおりです。

実施日	初級学科試験			初級実技試験		
	受験者数	合格者数	合格率 (%)	受験者数	合格者数	合格率 (%)
10月10日（金）	4	4	100	4	4	100

車積載車による事故車等の排除業務に係る 有償運送許可取得のための研修会について

平成23年9月以降、車積載車による道路上の事故車及び故障車の排除業務について、事業者が有償運送許可を得るために必要な研修会を受講し、管轄する運輸支局に申請することにより、地域、期間を限定した上で有償にて行うことが可能となります。

これに伴い、下記のとおり研修会を開催しますので、受講及び許可申請を希望される事業者の方は、下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

なお、定員を100名とし、定員に達し次第締め切りとなりますのでご理解の程お願いします。

1. 開催日時 12月8日(月) 受付時間：12：30～13：00
研修時間：13：00～18：00
2. 開催場所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂
3. 受講対象者 自家用の車積載車を保有し、有償運送許可を受けようとする事業者の責任者1名
※ 複数店舗ある事業者において責任者1名の受講で複数台の申請が可能です
が、必ず社内研修を行って下さい。
4. 費用 研修費 5,100円(税込)
テキスト代 500円(税込)
5. 持参品 ①研修費
②車積載車の自動車検査証コピー
使用者(所有者)の住所が許可を受けようとする事業者と同一であること。
車検証が旧住所(市町村合併も含む)や旧社名の場合は、記載変更を行って下
さい。
県外ナンバーは申請できません。
③車積載車の任意保険証コピー
損害賠償責任保険契約または損害賠償責任共済保険を締結していること。
任意保険 対人保険 1名当たりの補償額 無制限
④印鑑(法人の場合は代表者印、個人の場合は認印、シャチハタは不可)
⑤筆記用具
6. 受講申込方法 下記の有償運送許可取得のための研修会申込書に必要事項を記載の上、
11月14日(金)までにFAXにてお申し込み下さい。

* 許可証の有効期間が3年間となっておりますので、お持ちの許可証の有効期間をご確認下さい。

**車積載車による事故車等の排除業務に係る
有償運送許可取得のための研修会申込書**

12月8日(月) 受付時間：12：30～13：00
研修時間：13：00～18：00

受講者が変更になる場合は、事前にご連絡を下さい。

支 部 名	支 部	認 証 番 号	8 -
事業者名			
代表者名			
受講者名			

指定整備事業協議会 研修会開催のご案内について

指定自動車整備事業者は、国土交通省 関東運輸局長から指定を受けて国の検査の一部を代行するという極めて重大な責任を有するものであることから、その社会的責務を自覚し、関係法令の遵守を徹底する必要があります。

法令等への違反行為を行なった場合には、罰則が科せられます。法令に反する行為を繰り返し行なうと、事業の停止や取消しを受けるだけではなく、これまでに築き上げたお客様からの信頼も失ってしまうこととなり、会社経営の危機に陥りかねません。

不正行為は、自動車整備業界全体の社会的信用の失墜にとどまらず、指定自動車整備事業制度の根幹をゆるがすものであり、自動車整備業界として誠に憂慮すべきものです。

このような中、山梨県自動車整備振興会 指定整備事業協議会では、関東運輸局 山梨運輸支局整備課のご協力のもと、指定自動車整備事業の適正な運営と自動車整備業界の健全な発展に寄与するために、下記のとおり研修会を開催いたします。

指定整備事業の適正な運営と最近の行政処分等の基準について再確認するために、全指定工場の事業場管理責任者の方には必ず受講するようお願いいたします。

なお、研修会の通知は、後日郵送にて各事業場へ発送します。

- ◇開催日 令和7年12月19日(金)
- ◇時間割 【午前の部】受付 9:00～ 9:30 研修 9:30～11:00
 【午後の部】受付 13:00～13:30 研修 13:30～15:00
- ◇場 所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 新館2階 大講堂
- ◇講 師 関東運輸局 山梨運輸支局 長尾 健治 陸運技術専門官
- ◇内 容 【指定整備事業 適正運営マニュアル(法令遵守の徹底のために)】 【講義形式】
 - ・指定自動車整備事業とは(指定自動車整備事業者の社会的責務)
 - ・指定自動車整備事業の運営体制(事業場管理責任者の責務)
 - ・指定自動車整備(車検)業務の流れと主な注意事項
 - ・不正を防止するために(行政処分の影響)
 - ・行政処分等の基準(違反点数の取扱い・指定事業者の行政処分等)
 - ・指定自動車整備事業「点検表」のポイント

◇対象者

各事業場の事業場管理責任者 1名 が対象

受付・研修時間	該当事業場 指定番号
午前の部 受付9:00～・研修9:30～	(事業場 指定番号 第8-1号～第8-306号)(120事業場)
午後の部 受付13:00～・研修13:30～	(事業場 指定番号 第8-307号～第8-491号)(121事業場)

◇研修費用 無 料

説明資料(指定整備事業 適正運営マニュアル)及び指定整備事業適正化グッズにつきましては、当日受付にてお渡します。

受付にて研修受講票を記入して、ご提出下さい。